

所沢市立小手指中学校愛校会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、所沢市立小手指中学校愛校会と称し、事務所を同学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、学校教育の充実振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育環境整備のための援助
- (2) 生徒の教育活動に関する援助
- (3) その他必要と認める援助

第3章 会員

第4条 本会は、第2章第2条に賛同する者をもって会員とする。ただし、「自治会」等については賛助会員とする。

第4章 役員

第5条 本会に、次の役員をおく。

会 長 1名 副会長 5名程度 理 事 15名程度
監 事 2名 会 計 3名 書 記 3名

2 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は、事業計画に参加し、事務事項を決議した上で、各事業の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 会計は、会計事務にあたり、書記は、会務を処理する。

第6条 役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 会長・副会長・監事・理事は、会員中より互選により決定する。
- (2) 会計・書記は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし再任は妨げない。役員に欠員を生じた時は補欠役員を選出する。欠員役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参加を置くことができる。顧問及び参加は会長がこれを委嘱する。

第5章 会議

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。理事会の構成員は、本会の役員とする。会の特性上、総会の委任状はとらないものとする。また、総会（理事会）への役員の出欠は会長が把握し、会の成立については会長が判断する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会務の報告及び事業計画
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員を選出・報告・承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他必要な事項

3 総会での審議は出席者の過半数をもって議決するものとする。

4 理事会は必要に応じて会長が招集し事業の計画・審議及びその他の必要事項を処理する。

第6章 会計

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第11条 本会の経費は、一口1000円とし、何口でも加入することが出来る。会費は9月までに納入するものとする。

第12条 本会に、下記の帳簿を備える。

- (1) 会則
- (2) 会計簿
- (3) 会員及び役員名簿
- (4) 議事録
- (5) 事業記録簿

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 付則

第14条 本会則は、総会の承認を得て変更することが出来る。必要な細則は理事会において別にこれを定めることが出来る。

第15条 本会則は、昭和55年 2月17日 一部改正 昭和55年10月25日 一部改正
昭和56年11月26日 一部改正 昭和61年 8月 8日 一部改正
平成13年 8月21日 一部改正 平成29年 7月28日 一部改正
平成30年 7月30日 一部改正 令和 元年 5月18日 一部改正